

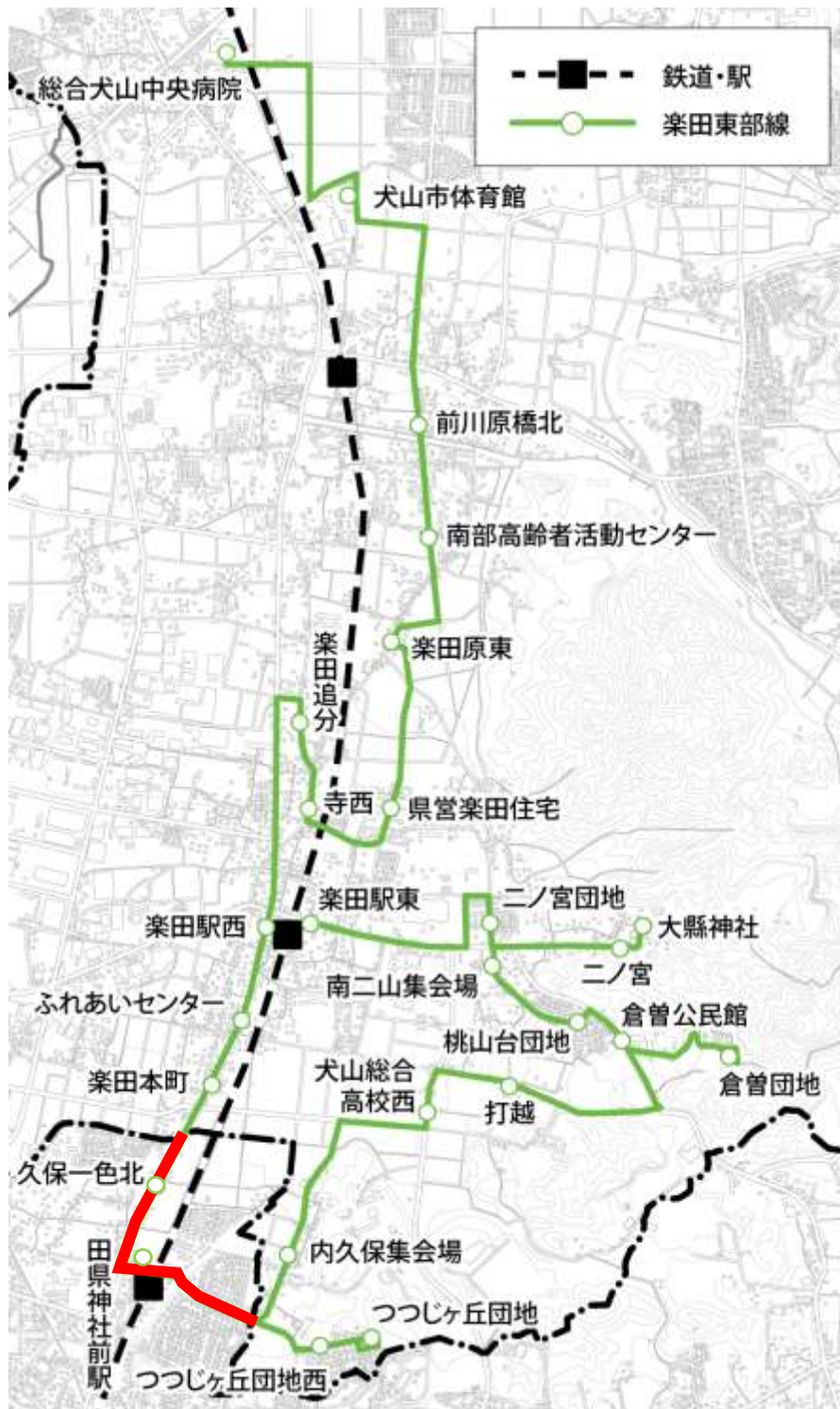
# 【協議】わん丸君バスの運賃・料金について

## 1. 令和8年12月以降の路線図(小牧市への乗り入れ路線)

### ①楽田西部線



## ②楽田東部線



## 2. わん丸君バスの運賃等設定について

### 【現行】

- ◆運賃(料金)を適用する路線又は運送の区間  
犬山市コミュニティバス全区間(犬山市地域公共交通会議で協議された路線)

- ◆運賃(料金)の種類、額及び適用方法

#### (1)運賃(料金)の種類及び額

運賃の種類	運賃の額(大人運賃)
普通旅客運賃	200円
回数運賃(11枚つづり)	2,000円
定期運賃 (6か月)	13,000円
定期運賃 (85歳以上・小学生 6か月)	6,500円
定期運賃 (3か月)	7,000円
定期運賃 (85歳以上・小学生 3か月)	3,500円

#### (2)旅客運賃の計算方法

- ア 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ 運賃計算上の端数は、10円単位に切り上げる。

#### (3)運賃の適用方法

##### ①大人運賃と小児運賃の区分は、次のとおりとする。

- 大人運賃 中学生以上の者
- 小児運賃 小学生以下の者

##### ②運賃の適用方法は、次のとおりとする。

###### ア 普通旅客運賃

普通旅客運賃は、有効当日及び適用区間内に限り何回でも乗降できる。

###### イ 回数運賃

(ア)回数運賃は、旅客が多回数乗車する場合に適用する。

(イ)回数運賃は、その券面に運賃額を記載し、その記載額と同額の片道運賃として取り扱う。

###### ウ 定期運賃

(ア)定期運賃は、旅客が不定回数乗車する場合に適用する。

(イ)定期運賃は、その券面に6か月間及び3か月の有効期限を記載し、その有効期間内のみ有効とする。

##### ③割引の種類及び適用方法は、次のとおりとする。

###### ア 身体障害者・知的障害者に対する割引

(ア)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事(政令指定都市にあっては市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を呈示したとき及びその介護人が介護のために乗車するときに適用する。

(イ)運賃は、無料とする。

###### イ 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

(ア)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のために乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を呈示したときに適用する。

(イ)運賃は、無料とする。

###### ウ 割引の重複

2以上の割引に該当する場合は、重複して運賃の割引を適用しない。

## 【変更案】

- ◆運賃(料金)を適用する路線又は運送の区間  
犬山市コミュニティバス全区間(犬山市地域公共交通会議で協議された路線)

- ◆運賃(料金)の種類、額及び適用方法

### (1)運賃(料金)の種類及び額

運賃の種類	運賃の額(大人運賃)
普通旅客運賃	200円
回数運賃(11枚つづり)	2,000円
回数運賃(11枚つづり)	1,000円
定期運賃 (6か月)	13,000円
定期運賃 (75歳以上・小中学生 6か月)	6,500円
定期運賃 (3か月)	7,000円
定期運賃 (75歳以上・小中学生 3か月)	3,500円

### (2)旅客運賃の計算方法

- ア 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ 運賃計算上の端数は、10円単位に切り上げる。

### (3)運賃の適用方法

#### ①大人運賃と小児運賃の区分は、次のとおりとする。

- 大人運賃 義務教育終了者
- 小児運賃 中学生以下の者

#### ②運賃の適用方法は、次のとおりとする。

- ア 普通旅客運賃  
普通旅客運賃は、有効当日及び適用区間内に限り何回でも乗降できる。
- イ 回数運賃  
(ア)回数運賃は、旅客が多回数乗車する場合に適用する。  
(イ)回数運賃は、その券面に運賃額を記載し、その記載額と同額の片道運賃として取り扱う。
- ウ 定期運賃  
(ア)定期運賃は、旅客が不定回数乗車する場合に適用する。  
(イ)定期運賃は、その券面に6か月間及び3か月間の有効期限を記載し、その有効期間内のみ有効とする。

#### ③割引の種類及び適用方法は、次のとおりとする。

- ア 身体障害者・知的障害者に対する割引  
(ア)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事(政令指定都市にあっては市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を呈示したとき及びその介護人が介護のために乗車するときに適用する。  
(イ)運賃は、無料とする。
- イ 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引  
(ア)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のために乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を呈示したときに適用する。  
(イ)運賃は、無料とする。
- ウ 割引の重複  
2以上の割引に該当する場合は、重複して運賃の割引を適用しない。

- ◆適用予定日  
令和8年12月1日(火)

### 3. 令和8年12月再編における運賃(料金)見直しの概要

#### 1) 中学生の運賃区分の見直し

- ➡ 前回再編時に中学生の登下校対応として朝便を導入しています。中学生の運賃は、現行では大人と同じ運賃（1日200円）ですが、通学にあたる金銭的な負担を解消するため、小学生と同じ義務教育期間と捉え、小学生と同じ運賃（1日100円）に見直します。

#### 2) 回数券の券面金額・販売単位の変更

- ➡ 中学生の運賃区分見直しに伴い、運賃100円の対象者の増加が見込まれることから、回数券の種類について、現在の「200円券11枚綴り」に加え、「100円券11枚綴り」を追加します。

#### 3) 85歳以上・小学生パス券の対象年齢の変更

- ➡ 運転免許証の自主返納にかかる心理的負担を軽減し、公共交通を利用した暮らしへの移行を促進するため、85歳以上パスの対象年齢を75歳へ引き下げます。
- また、中学生の運賃区分が小学生と同様の扱いとなったため、小学生パス券を小中学生パス券へと変更します。

## 1) 中学生の運賃区分の見直し

### (1) 検討の背景

前回の路線再編により朝便が導入され、中学生が通学に利用するようになりました。小中学校は同じ義務教育期間であることから、同じ運賃区分に統一し、中学生の通学における運賃負担を軽減するため、中学生の運賃を見直します。

### (2) 見直し内容

現状	見直し案
1日大人 200 円、小学生 100 円	1日大人 200 円、 <b>小中学生 100 円</b>

### (3) 見直しの影響

現在の利用者データでは「中学生」の現金利用がカウントできていません。そのため、学校の長期休暇に合わせて配布される小中学生を対象とした無料乗車券での乗車人数から、中学生の現金利用での乗車人数を推計し、運賃区分の見直しによる影響を算出しました。

その結果、中学生の運賃区分の見直しによる影響（減収）は 46,900 円/年 となります。

見直しの影響の算出過程		記号	計算式
中学生の無料乗車券利用者数	470 人	A	R6 年度実績
小学生の無料乗車券利用者数	450 人	B	R6 年度実績
小中学生比率	1.0444	C	A/B
小学生の現金利用者数	449 人	D	R6 年度実績
中学生の現金利用者数（推計）	469 人	E	D×C
中学生の現金での運賃収入	93,800 円	F	E×200
見直し後の中学生の現金での運賃収入	46,900 円	G	E×100
中学生の運賃区分の見直しによる影響	<b>-46,900 円</b>	H	G-F

## 2) 回数券の券面金額・販売単位の変更

### (1) 検討の背景

中学生の運賃区分の見直しに伴い、100 円で乗車できる対象者が増加することから、支払いやすさの向上を図るとともに、学校の長期休暇に合わせてパス券と回数券を効率的に購入・利用できるよう 100 円チケット（回数券）を追加で発行します。

### (2) 見直し内容

現状	見直し案
200 円券 11 枚綴り 2,000 円	200 円券 11 枚 2,000 円 <b>100 円券 11 枚 1,000 円</b>

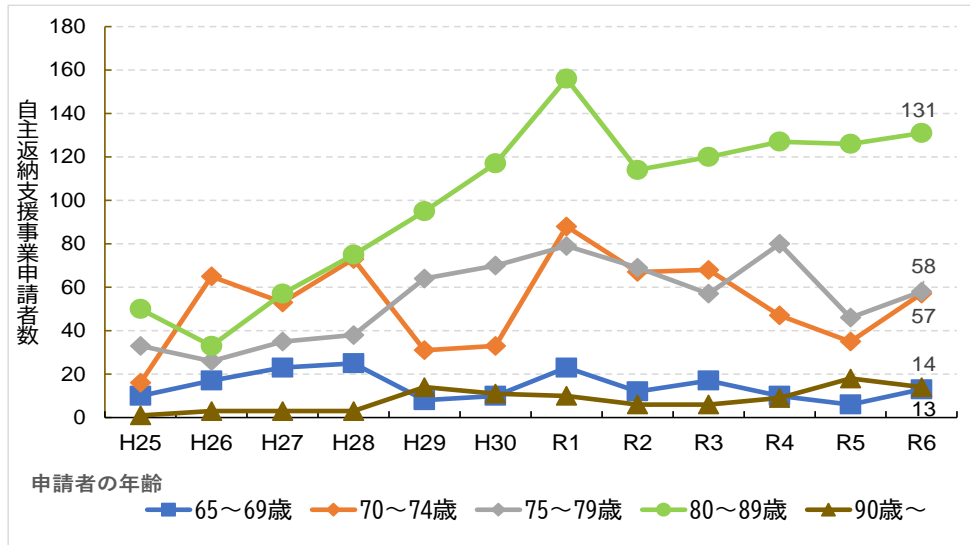
### 3) 85歳以上・小学生パス券の対象年齢の変更

#### (1) 検討の背景

運転免許証を自主返納した後の移動手段を確保することで、自主返納にかかる心理的負担を軽減し、公共交通を利用した暮らしへの移行を促進するため、85歳以上パス券の対象年齢を75歳へ引き下げます。

また、中学生の運賃区分が小学生と同様の扱いとなったため、小学生パス券を小中学生パス券へと変更します。

#### ▼ 犬山市高齢者運転免許証自主返納支援事業への申請者数の推移



80歳代が最多

#### (2) 見直しの内容

現状	6か月	3か月	見直し後	6か月	3か月
85歳以上・小学生	6,500円	3,500円	<b>75歳以上・小中学生</b>	6,500円	3,500円
大人	13,000円	7,000円	大人	13,000円	7,000円

#### (3) 見直しの影響

令和6年のパス券販売実績を基に影響（減収）を推計すると、年間97,500円の負担増となる見込みです。

見直しの影響の算出過程	記号	計算式
75～84歳のパス券購入額	168,000円	A R6年度実績
今回の見直し後のパス券購入額	84,000円	B A/2
85歳以上パス券の対象年齢引き下げによる影響	<b>-84,000円</b>	C B-A
中学生のパス券購入額	27,000円	D R6年度実績
今回の見直し後のパス券購入額	13,500円	E D/2
小中学生パス券への変更による影響	<b>-13,500円</b>	F E-D
合計	<b>-97,500円</b>	G C+F